

令和8年4月1日
大阪府立淀川工科高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく
役務請負契約締結の公表について

イ 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

契約先 公益社団法人守口市シルバー人材センター

住 所 守口市桃町3番30号

契約名称 令和8年度 大阪府立淀川工科高等学校校内清掃その他作業委託

ロ 契約の相手方とした理由

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約である。
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体である。
- ・地域高齢者への雇用確保に寄与することができる。
- ・所在地が本校近隣に位置し、業務遂行にあたって本校から緊急の要請があった場合、速やかに対応ができる。
- ・前年度本業務について契約実績があり、業務の内容を熟知しているため、履行について、誠実かつ問題なく請け負うことが見込まれる。